

寿都町住民提案型協働のまちづくり支援事業概要

○ 事業のあらまし

第8次総合振興計画での“みんなでつくろう寿の都”をスローガンに、将来のまちづくりを進めるなかで、「地域の資源を地域の活力とした、賑わいのあふれるまち」を実現するために、町民と力を合わせ、地域の活性化や地域資源・人材を活かしたコミュニティ事業などの費用を助成する。

○ 対象となる事業

(1) 地域・団体から提案された事業（一般事業）

- ア 事業の成果がまちづくりに繋がり、地域に積極的に活かすことができる事業
- イ 個性的なまちづくり振興事業、産業振興事業
- ウ 生活環境の改善、景観形成、美観の維持、自然環境・緑化の推進に関すること
- エ 交通安全、防犯、消防、防災等の生活の安全に関すること
- オ 社会福祉の増進に関すること
- カ その他、町長が必要と認める事業

(2) 行政課題のうち、次に定める重点分野に係る事業（重点事業）

令和7年度は、地域防災対策、町民相互の協働によるコミュニティ活性化に寄与する活動など、2事業を重点事業として、助成するものとする。

◇「地域でできる防災対策」

◇「協働によるコミュニティ活性化」

例えば…地域の安全活動や高齢者の見回り運動、多様な世代が協働して企画するイベントづくり、地域にある自然環境の整備など。

○ 対象となる団体

下記の要件を満たしている団体を対象とする。

- (1) 代表者が町民で構成員5人以上、構成員の2／3以上が町内に住所を有する団体。
- (2) 寿都町に所在すること。
- (3) 営利活動、政治活動、宗教活動、その他特定の人物を支持する目的としたものでないこと。

○ 補助額及び補助率

補助率は10分の10以内とし、1団体に対し5万円を上限として助成する。

重点事業と認められるものについては10万円を上限とする。

補助期間は、原則として3年以内とし、単年度ごとに助成する。ただし、町の公共的事業に関する取り組みについては、この限りではない。

既存の団体も対象となるが、他の補助の対象とならないものに限る。

（構成員の人件費や交際費・食糧費・慶弔費などは除外する。備品の購入のみの場合も同様）

○ 募集及び受付

令和7年度は広報4月号及び町ホームページにより周知し、5月16日（金）を期日とする。受付場所は企画課とする。

○ 事業採択

審査会で、公共性・公益性・発展性・実現性・自立性などの観点から決定する。

事業終了後、報告会(事業成果の確認)をする。